

改正案	現行
<p>（買付け等の通知書の記載事項等）</p> <p>第二条 令第十四条の三の三第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 公開買付け者の名称及び所在地</p> <p>二 公開買付けにより買付け等をする上場株券等に係る株式の種類、応募上場株券等の数の合計、買付け等をする上場株券等の数の合計及び返還する上場株券等の数の合計</p> <p>三 五（略）</p> <p>八（略）</p> <p>（あん分比例の方式）</p> <p>第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうちを占める買付け等をする上場株券等の数の割合を乗じる方法（当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法）とする。</p> <p>二（略）</p> <p>三 第一項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等をする上</p>	<p>（買付け等の通知書の記載事項等）</p> <p>第二条 令第十四条の三の三第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 公開買付け者の名称及び所在地</p> <p>二 公開買付けにより買付け等をする上場株券等に係る株式の種類、応募上場株券等の総数、買付け等をする上場株券等の総数及び返還する上場株券等の総数</p> <p>三 五（略）</p> <p>八（略）</p> <p>（あん分比例の方式）</p> <p>第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主の応募上場株券等の数に応募上場株券等の総数のうちを占める買付け等をする上場株券等の総数の割合を乗じる方法（当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法）とする。</p> <p>二（略）</p> <p>三 第一項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等をする上</p>

4  
(略)

場株券等の数の合計とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付届出書に記載した方法により行わなければならない。

4  
(略)

場株券等の総数とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付届出書に記載した方法により行わなければならない。

改正案

取 付

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

殿

平成 年 月 日

公開買付者 (1) 氏名又は名称 印

住所又は所在地

1 公開買付けの状況 (2)

上場株券等の種類	応募上場株券等の数の合計	買付け等をする上場株券等の数の合計	返還する上場株券等の数の合計

2 応募上場株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合の理由 (3)

3 応募に関して買付け等をする上場株券等又は返還する上場株券等 (4)

(略)

4 決済の方法 (5)

(略)

(記載上の注意)

(1) (略)

(2) 公開買付けの状況

株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

(3) (略)

(4) (略)

(a) (略)

(b) (略)

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

(5) (略)

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

殿

平成 年 月 日

公開買付者 氏名又は名称 印

住所又は所在地

1 公開買付けの状況

上場株券等の種類	応募上場株券等の総数	買付け等をする上場株券等の総数	返還する上場株券等の総数

2 応募上場株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合の理由(イ)

3 応募に関して買付け等をする上場株券等又は返還する上場株券等(ロ)

(略)

4 決済の方法(ハ)

(略)

(記載上の注意)

(イ) (略)

(新設)

(ロ) (略)

(ハ) (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(ニ) (略)

改 正 案

配 付

第二号様式

公 開 買 付 届 出 書  
(略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 個別事項

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 定時総会又は取締役会の決議等の内容等

(1) 「発行済株式の総数」欄には、公開買付開始公告を行った日の発行済株式の総数を記載すること。

なお、新株予約権証券又は新株予約権付社債を発行している場合の「発行済株式の総数」欄に記載すべき発行済株式の総数については、当該新株予約権の行使によるものに限る、公開買付届出書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を注記すること。

(2)～(5) (略)

(ニ) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の上場株券等の数

(1)～(3) (略)

(4) 「超過予定数」欄には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募上場株券等の数の合計が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする上場株券等の数又は上場株券等に係る株式の種類ごとの数を記載すること。

(ホ)～(チ) (略)

(リ) その他買付け等の条件及び方法

(1) 「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。

なお、第21条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする上場株券等の数の合計とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

(2)～(6) (略)

(ヌ)～(ヲ) (略)

第二号様式

公 開 買 付 届 出 書  
(略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 個別事項

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 定時総会又は取締役会の決議等の内容等

(1) 「発行済株式の総数」欄には、公開買付開始公告を行った日の発行済株式の総数を記載すること。

なお、転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合の「発行済株式の総数」欄に記載すべき発行済株式の総数については、当該転換社債の転換又は新株引受権付社債の権利行使によるものに限る、公開買付届出書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を注記すること。

(2)～(5) (略)

(ニ) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の上場株券等の数

(1)～(3) (略)

(4) 「超過予定数」欄には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募上場株券等の総数が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする上場株券等の数又は上場株券等に係る株式の種類ごとの数を記載すること。

(ホ)～(チ) (略)

(リ) その他買付け等の条件及び方法

(1) 「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。

なお、第21条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする上場株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

(2)～(6) (略)

(ヌ)～(ヲ) (略)